

金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）

（追加等を行った箇所は下線部分）

<目 次>

- (9-16) 「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、どのようなものですか。
債務者の属性や資金用途等によって制限されるのですか。……………4
- (9-17) 「『十分な資本的性質が認められる借入金』とは、貸出条件が資本に準じた
借入金」とのことですが、どのような観点から資本類似性を判断するのです
か。……………4
- (9-18) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どの
ような償還条件を設定すればよいですか。……………4
- (9-19) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、ど
のような金利設定をすればよいですか。……………5
- (9-20) 赤字の場合の具体的な金利水準については、「金融機関や債務者の状況等
に応じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません」とのことです
が、債務者の状況等に応じたコスト計算を行っていない場合には、どのよう
にすればよいですか。……………5
- (9-21) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、劣
後性に関して、どのような点に留意すればよいですか。……………6
- (9-22) 担保付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないの
ですか。……………6
- (9-23) 「担保解除を行うことが事実上困難」とは、どのような場合をいうのです
か。……………6

- (9-24) 既存の担保付借入金を「通常の借入金」と「十分な資本的性質が認められる借入金」に分割しようとする事例において、担保からの回収見込額が既存の担保付借入金の一部にとどまる場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」か否かをどのように判断すればよいですか……………7
- (9-25) 保証付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。……………8
- (9-26) 「十分な資本的性質が認められる借入金」について、期限前弁済は可能ですか。……………8
- (9-27) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。……………9
- (9-28) 他の金融機関からの「十分な資本的性質が認められる借入金」については、資本とみなすことは可能ですか。……………14
- (9-29) 他の金融機関からの借入金であっても、「条件が確保されていれば、『十分な資本的性質が認められる借入金』として、当該借入金を債務者の資本としてみなして差し支えありません」とのことですが、他の金融機関からの借入金の条件をどのように確認すればよいですか……………14
- (9-30) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、既存の借入金からの転換であることが必要ですか。……………14
- (9-31) 例えば、匿名組合契約に基づく出資など、融資以外の方法であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」に準じて、資本とみなすことは可能ですか。……………15
- (9-32) 「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合、資本とみなす額について留意すべき点はありますか。……………15
- (9-33) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、どのように貸倒引当金を算定すればよいですか。……………16
- (9-34) 経営改善の一環として「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合には、経営改善計画の策定が必要となるのでしょうか。……………16

- (9 -35) 「十分な資本的性質が認められる借入金」を貸し出している金融機関における当該貸出金については、「貸出条件緩和債権の判定」において、通常の貸出金と同様に取り扱うのですか。……………17
- (9 -36) 「十分な資本的性質が認められる借入金」はどのような場合に用いられるのですか。……………17
- (9 -37) 平成 23 年 11 月の運用明確化措置前に、既に、運用明確化後の貸出条件を満たしている借入金についても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。……………18
- (9 -38) 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、バーゼルⅡの信用リスク・アセットの計算上、貸出として取り扱われるのですか。……………18

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-16) 「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、どのようなものですか。
債務者の属性や資金用途等によって制限されるのですか。

(答)

1. 債務者の財務内容の把握、評価は、財務諸表の数字といった形式にとらわれず、実態的に行う必要があります。

「十分な資本的性質が認められる借入金」とは、貸出条件が資本に準じた借入金のことであり、当該借入金は、債務者区分の検討に当たって、資本とみなして取り扱うことが可能になります。

2. なお、本取扱いは、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性（債務者区分や企業の規模等）、債権者の属性（金融機関、事業法人、個人等）や資金用途等により制限されるものではありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-17) 「『十分な資本的性質が認められる借入金』とは、貸出条件が資本に準じた借入金」とのことですが、どのような観点から資本類似性を判断するのですか。

(答)

「十分な資本的性質が認められる借入金」は、借入金でありながら、資本とみなして取り扱うことを可能とするものであることから、貸出条件の面において、資本に準じた性質が確保されていることが必要です。

基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性を判断することとなります。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-18) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような償還条件を設定すればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の償還条件については、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」であることが必要です。

2. 具体的には、契約時における償還期間が5年を超えるものであることが必要であり、金融機関の自己資本として算入できる期限付劣後債務についても、同様の取扱いとなっています。

3. また、期限一括償還が原則であり、例えば、(9-27)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」も期限一括償還となっています。

ただし、期限一括償還でなくても、長期の据置期間が設定されており、期限一括償還と同視し得るような場合には、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能です。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-19) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、どのような金利設定をすればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の金利設定については、資本に準じて、原則として、「配当可能利益に応じた金利設定」であることが必要です。
2. 具体的には、業績連動型が原則であり、赤字の場合には利子負担がほとんど生じないことが必要となりますが、その場合、株式の株主管理コストに準じた事務コスト相当の金利であれば、利子負担がほとんど生じないものとして「十分な資本的性質が認められる借入金」と判断して差し支えありません。
3. なお、赤字の場合の具体的な金利水準については、例えば、(9-27)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」では0.4%となっていますが、この水準に限定されるものではなく、金融機関や債務者の状況等に応じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-20) 赤字の場合の具体的な金利水準については、「金融機関や債務者の状況等に応じた事務コスト相当の金利であれば差し支えありません」とのことですが、債務者の状況等に応じたコスト計算を行っていない場合には、どのようにすればよいですか。

(答)

「事務コスト相当の金利」については、債務者の状況等に応じたコスト計算を行い、事務コストを算出することが原則ですが、こうしたコスト計算を行っていない場合には、簡便法として、「経費率」を用いて、事務コストを算出して差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-21) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、劣後性に関して、どのような点に留意すればよいですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の劣後性については、資本に準じて、原則として、「法的破綻時の劣後性」が確保されていることが必要です。
2. ただし、既存の担保付借入金から転換する場合(9-22参照)などのように、担保解除を行うことが事実上困難であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合には、例えば、法的破綻以外の期限の利益喪失事由が生じた場合において、他の債権に先んじて回収を行わないことを契約するなど、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組みが備わっていれば、「法的破綻時の劣後性」が必ずしも確保されていなくても差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-22) 担保付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本に準じて、原則として、「法的破綻時の劣後性」が確保されている必要があることから、担保付借入金は、基本的には、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しません。
2. ただし、既存の担保付借入金から転換する場合などのように、担保解除を行うことが事実上困難であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合には、例えば、法的破綻以外の期限の利益喪失事由が生じた場合において、他の債権に先んじて回収を行わないことを契約するなど、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収しない仕組みが備わっていれば、担保付借入金であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-23) 「担保解除を行うことが事実上困難」とは、どのような場合をいうのですか。

(答)

1. 既存の担保付借入金から転換する場合であって、担保からの回収可能性がある

場合には、担保解除を行うことは債権管理上困難な場合が多いと考えられ、基本的には、こうしたケースが「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に該当すると考えられます（9-22参照）。

2. 具体的には、例えば、既存の担保付借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする事例において、転換時の担保評価額で、一部でも担保からの回収を見込むことができるような場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に該当すると判断して差し支えありません。

3. また、特に、東日本大震災の被災地などでは、転換時の担保評価額では、担保からの回収を見込むことができない場合であっても、復興による担保の上昇見込み等を勘案すれば、将来、担保からの回収を一定程度見込むことができるような場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に該当すると判断して差し支えありません。

4. このほか、既存の担保付借入金を「通常の借入金」と「十分な資本的性質が認められる借入金」に分割しようとする事例については、(9-24)を参照してください。

5. なお、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合には、様々な事例があり得るものと考えられ、上記の事例に限定される訳ではありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-24) 既存の担保付借入金を「通常の借入金」と「十分な資本的性質が認められる借入金」に分割しようとする事例において、担保からの回収見込額が既存の担保付借入金の一部にとどまる場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」か否かをどのように判断すればよいですか。

(答)

1. 担保付借入金は、基本的には、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しませんが、「担保解除を行うことが事実上困難」であるため、「法的破綻時の劣後性」を確保できないような場合に限って、例外的に、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えないこととしています（9-22参照）。

2. したがって、「既存の担保付借入金を『通常の借入金』と『十分な資本的性質が認められる借入金』に分割しようとする事例において、担保からの回収見込額が既存の担保付借入金の一部にとどまる場合」には、担保からの回収見込額を、まずは「通常の借入金」に優先的に充当した上で、その残額部分（「十分な資本

的性質が認められる借入金」に転換しようとする部分)について、「担保解除を行うことが事実上困難」か否かを判断することとなります。

3. このため、担保からの回収見込額を「通常の借入金」に優先的に充当することにより、転換時の担保評価額では、その残額部分（「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする部分)について、担保からの回収を見込むことができない場合には、原則として、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合には該当しません。

ただし、そのような場合であっても、経営改善計画等の進行に伴い、「通常の借入金」の返済が進んで、担保余力が生じることにより、その残額部分（「十分な資本的性質が認められる借入金」に転換しようとする部分)について、担保からの回収を見込むことができるような経営改善計画等が策定されている場合には、「担保解除を行うことが事実上困難」な場合に該当すると判断して差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-25) 保証付借入金は、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しないのですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が必要ですが、保証付借入金は、保証が実行された場合には、これらの条件が、保証人に引き継がれないことから、基本的には、「十分な資本的性質が認められる借入金」には該当しません。
2. ただし、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が、保証の実行後においても確保できる仕組みが備わっていれば、保証付借入金であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-26) 「十分な資本的性質が認められる借入金」について、期限前弁済は可能ですか。

(答)

1. 債務者自らの意思により期限前弁済を行うことは、差し支えありません。

2. ただし、債権者の意思により、期限前回収が可能な契約が付されている借入金については、基本的には、「長期間償還不要な状態」であるとは認められないことから、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことはできません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-27) 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」や中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」について、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。

(答)

1. 日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」については、①償還条件が、15年の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である、②赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である、③劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されている、という商品設計であり、資本に準じた内容となっています（「挑戦支援資本強化特例制度」の概要については別紙1参照）。
2. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」についても、①償還条件が、15年の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である、②赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である、③劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されている、という商品設計であり、資本に準じた内容となっています（「資本的借入金」の概要については別紙2参照）。
3. したがって、両制度に係る借入金については、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

(注1) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が確保されていれば、上記の借入金と同様の商品設計に限定される訳ではありません。

(注2) 上記の両制度も含め、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例については、別紙3を参照してください。

<日本政策金融公庫発表資料(平成22年4月1日)>

挑戦支援資本強化特例制度

新規事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質強化を図るために資本性資金（劣後ローン）を供給する制度です。

ご利用いただけるかた	
<p>直接貸付において、新企業育成貸付又は企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用されるかたで、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用又は雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組むかた。</p>	
特例の内容	
利用限度	1社あたり 2億円
利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.60%、0.40%の3区分の利率が適用されます。
融資期間	15年（期限一括償還）
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	<p>◆本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做することができます。</p> <p>◆本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。</p>
貸付条件など	
<p>◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。</p> <p>◆四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約を締結していただきます。</p> <p>◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。</p>	
融資のお申込み	
直接貸付	日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。

※1 本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、当公庫 中小企業事業の審査が必要になります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。

※2 本制度は、取扱額に限りがあり、ご要望に添えない場合があります。

＜中小企業再生支援全国本部発表資料(平成20年10月3日)＞

**「十分な資本的性質が認められる借入金」の活用による
再生支援手法について**
～中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」～

1. 目的

中小企業再生支援協議会が策定支援する再生計画において、「十分な資本的性質が認められる借入金」(以下、資本的借入金)をひとつの手法として活用することで、再生事業の一層の円滑化を図る。

2. 活用方法

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領(以下、基本要領)に則り、必要に応じて再生計画案に盛り込むことで、金融機関等の債権者に対する支援要請のひとつの手法として活用する。

原則、既存の貸出金等からの切替え方式が中心となるが、導入に際しては一定の条件を付すものとする。

本中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」については、金融検査上自己資本と看做することができる。

3. 条件等

1) 対象先

基本要領における、再生計画策定支援対象企業(各地の中小企業再生支援協議会が第二次対応として認めた案件)とする。

※ 但し、金融機関等の債権者の合意が条件

2) 貸出期間

15年一括償還とし、原則として当初10年間は期限前弁済を禁止する。

3) 適用金利

年0.4%程度で、当初5年間は固定金利とする。

※ その後、赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定(0.4%程度)が条件

4) 償還順位

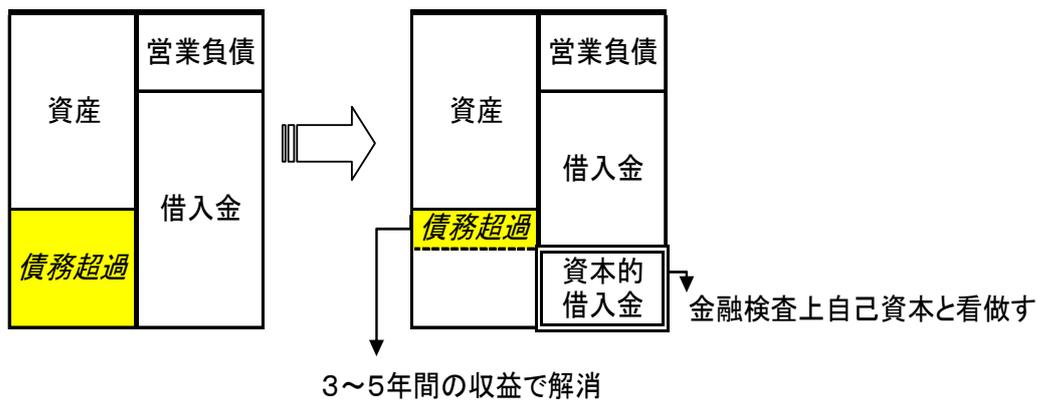
法的倒産の開始決定時に、他の全ての債権(本資本的借入金と同条件のものを除く)に劣後。他の全ての債権が弁済された段階で償還請求権が発生すること。

5) その他の条件

- ① 金融機関と債務者との間で双方合意のうえ締結されていること。
- ② 債務者が金融機関に対して財務状況の開示を約していること及び、金融機関が債務者のキャッシュフローに対して一定の関与ができる権利を有していること。
- ③ 本資本的借入金が期限の利益を喪失した場合には、債務者が当該金融機関に有する全ての債務について、期限の利益を喪失すること。

4. 参考 :活用のイメージ

＜借入金の一部を資本的借入金に振り替え支援を実施＞



「十分な資本的性質が認められる借入金」
とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例

制度名	関係省庁等
挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)	経済産業省
中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」	経済産業省
災害対応型劣後ローン (日本政策金融公庫)	経済産業省
岩手産業復興機構による既往債権の買取制度	経済産業省
危機対応業務による資本性劣後ローン (商工中金等)	経済産業省、財務省

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-28) 他の金融機関からの「十分な資本的性質が認められる借入金」については、資本とみなすことは可能ですか。

(答)

他の金融機関からの借入金であっても、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が確保されていれば、「十分な資本的性質が認められる借入金」として、当該借入金を債務者の資本とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-29) 他の金融機関からの借入金であっても、「条件が確保されていれば、『十分な資本的性質が認められる借入金』として、当該借入金を債務者の資本としてみなして差し支えありません」とのことですが、他の金融機関からの借入金の条件をどのように確認すればよいですか。

(答)

1. 他の金融機関からの借入金の条件については、例えば、債務者自身から契約内容を直接確認する方法が考えられます。
2. なお、他の金融機関からの借入金を「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなす場合には、当該借入金の条件が、その後変更されることも考えられることから、例えば、債務者から決算書を徴求する際に条件変更の有無を確認するなどして、条件が満たされているか否かを定期的にチェックする必要があります。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-30) 「十分な資本的性質が認められる借入金」として取り扱われるためには、既存の借入金からの転換であることが必要ですか。

(答)

既存の借入金からの転換に限らず、新規融資であっても、資本に準じて、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が確保されていれば、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-31) 例えば、匿名組合契約に基づく出資など、融資以外の方法であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」に準じて、資本とみなすことは可能ですか。

(答)

1. 例えば、匿名組合契約に基づく出資など、融資以外の方法であっても、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が確保されていれば、「十分な資本的性質が認められる借入金」に準じて、資本とみなして差し支えありません。
2. ただし、「十分な資本的性質が認められる借入金」は、当該借入金を「債務者の事業全体」の資本とみなすことを可能とするものであることから、例えば、匿名組合契約に基づく出資の場合、少なくとも債務者の事業全体が赤字の場合には、仮に出資の対象事業が黒字であったとしても、配当負担がほとんど生じない仕組みとなっている必要があります。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-32) 「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合、資本とみなす額について留意すべき点がありますか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、資本に準じて、原則として、「長期間償還不要な状態」であることが必要です。
したがって、償還まで相当の期間（5年以上）を有する負債については、残高の100%を資本とみなす一方で、残存期間が5年未満となった負債については、1年毎に20%ずつ資本とみなす部分を逡減させる取扱いとします。

残存期間	資本とみなす部分	負債とみなす部分
5年以上	100%	—
4年以上5年未満	80%	20%
3年以上4年未満	60%	40%
2年以上3年未満	40%	60%
1年以上2年未満	20%	80%
1年未満	—	100%

2. なお、「十分な資本的性質が認められる借入金」に期限の利益の喪失条項が付されている事例において、当該借入金に債務不履行等の期限の利益の喪失事由が発

生した場合には、喪失に係る債権者の権利行使が行われない場合であっても、債務不履行状態の解消や条件の見直し等により喪失事由が解消するまでの間、通常の負債とみなして債務者区分の検討を行います。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-33) 「十分な資本的性質が認められる借入金」については、どのように貸倒引当金を算定すればよいですか。

(答)

「十分な資本的性質が認められる借入金」に対する貸倒引当金の算定方法については、「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)を参照してください。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-34) 経営改善の一環として「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなす場合には、経営改善計画の策定が必要となるのでしょうか。

(答)

1. 債務者区分の判断に当たっては、実態的な財務内容のみならず、収益力の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力等、多くの材料を総合的に勘案する必要があります。
2. したがって、業況が著しく低調な債務者(破綻懸念先)について、「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなすことにより実態的な財務内容の改善が図られたとしても、収益力が改善する見通しがなく、業況が著しく低調な状態が継続するのであれば、金融機関の資産査定において、債務者区分を上位に変更することが困難となる可能性が高いと考えられます。
3. このような点に鑑みれば、少なくとも破綻懸念先に対する「十分な資本的性質が認められる借入金」を資本とみなし、債務者区分のランクアップにつなげるためには、詳細かつ具体的な経営改善計画の策定までは求められないとしても、一定の経営改善の見通しがあることが必要と考えられます。

【別表1 P3 1. (3) (注)、 P25 1. (11)②】

(9-35) 「十分な資本的性質が認められる借入金」を貸し出している金融機関における当該貸出金については、「貸出条件緩和債権の判定」において、通常の貸出金と同様に取り扱うのですか。

(答)

1. 期中において契約の見直しを行い、通常の債権から「十分な資本的性質が認められる」債権へと転換した場合、通常の貸出金と同様、「債務者の経営再建又は支援を図ること」が目的か、「債務者に有利となる取決め」を行っているかという基準で判断を行います。(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)参照)
2. このうち、金利を通常の固定金利等から業績に連動した金利設定へ変更した場合、その条件変更が債務者に有利となる取決め(金利減免)に該当するか否かの判断に当たっては、条件変更後に前期の業績に応じて決定された期間毎の金利と基準金利とを比較するのではなく、条件変更時における当該債務者に対する「取引の総合的な採算」を勘案し、当該貸出金に対して、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かで判断することになります。
3. 当該債務者に対する「取引の総合的な採算」の勘案に当たっては、当該債務者と同等の信用リスクを有する企業の過去の業績のデータが蓄積されている場合には、このデータを参考にして、与信期間を通じた総合的な採算性を算出する等の方法が考えられます。
4. なお、「十分な資本的性質が認められる借入金」が貸出条件緩和債権に該当する場合であっても、他の債権が要管理債権に該当しない場合には、「要管理先である債務者」には該当しません。

【別表1 P3 1. (3) (注)】

(9-36) 「十分な資本的性質が認められる借入金」はどのような場合に用いられるのですか。

(答)

1. 「十分な資本的性質が認められる借入金」を用いる場合の制限等はありませんが、一般に資本強化が必要とされる場合、すなわち創業時、事業拡張・新規事業参入時や経営改善の一環としての活用が想定されます。

(注)例えば、(9-27)において、「十分な資本的性質が認められる借入金」として例示した日本政策金融公庫の「挑戦支援資本強化特例制度」は、主として、事業拡張・新規事業参入時における活用が想定され、中小企業再生支援協議会の中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」

は、経営改善の一環としての活用が想定されます。

2. また、東日本大震災の影響や急激な円高の進行等から、資本不足に直面している企業の再生支援の一環としての活用も想定されています。

【別表1 P3 1.(3) (注)】

(9-37) 平成23年11月の運用明確化措置前に、既に、運用明確化後の貸出条件を満たしている借入金についても、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことは可能ですか。

(答)

運用明確化措置前に、「十分な資本的性質が認められる借入金」の貸出条件を満たしているものについても、同借入金とみなして差し支えありません。

【別表1 P3 1.(3) (注)、信用 III. ⑧】

(9-38) 「十分な資本的性質が認められる借入金」は、バーゼルⅡの信用リスク・アセットの計算上、貸出として取り扱われるのですか。

(答)

貸出として取り扱われます。

例えば、標準的手法の場合、「十分な資本的性質が認められる借入金」が、自己資本告示上の中小企業向けエクスポージャーとしての要件を満たすものであれば、リスク・ウェイトは75%となります。